

日野町空き家空き店舗活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家空き店舗の利用を通じて町の賑わいを創出し、もって地域経済の発展に資するため、町内の空き家空き店舗を活用して事業活動を行う者に対し、予算の範囲内において空き家空き店舗活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、日野町補助金等交付規則（平成10年日野町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、6箇月以上居住していない建物等
- (2) 空き店舗 町内に所在する6箇月以上営業等をしていない店舗等
- (3) 家賃補助事業 空き家空き店舗の借用に係る家賃に対する補助を行う事業をいう。
- (4) 店舗改修費補助事業 空き家空き店舗の改修に係る経費に対する補助を行う事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 事業を営もうとする空き家空き店舗において1年以上継続して営業することが見込まれ、かつ、週2日以上営業が可能なこと。
- (2) 日野町創業支援事業補助金による交付を受けていないこと。
- (3) 町内で営業している店舗から空き家空き店舗へ移転することにより、移転前の店舗が休業又は廃業とならないこと。
- (4) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する業種のうち、町長が補助対象業種として適当と認める業種を営む者
- (5) フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づく事業を営む者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制の対象となる事業を営む者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 国税や町税等に未納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助金の交付決定日から当該年度末までに要する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 店舗に係る家賃(3親等以内の親族との賃貸借契約の場合を除く。)
- (2) 店舗の改修に係る経費(当該年度末までに施工業者への工事代金支払が完了するもの)。

ただし、併用住宅の店舗改修等工事にあつては、改修後の非住居部分に関するものであること。

(補助対象店舗)

第5条 補助金の交付の対象となる店舗は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 商品を陳列して販売またはサービスをするための建物とする。ただし、事務所としてのみ使用する建物は、補助金の交付対象としない。
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令を遵守している空き家空き店舗

(補助金の交付額等)

第6条 補助金の交付の額は、別表に記載する補助対象経費に補助率を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、補助金限度額は同表に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定による家賃補助事業の補助対象経費が補助金限度額の範囲内で12月分に満たない場合においては、補助金の交付決定を受けた年度の次年度4月に残りの月数分について補助金の交付の申請ができるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、日野町空き家空き店舗活用支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 家賃補助事業の場合にあつては、賃貸借契約書の写し（店舗の所在地、家賃の月額、家賃支払対象者ならびに貸主の住所および氏名が確認できるもの）
- (3) 店舗改修費補助事業の場合にあつては、改修費の見積書（見積内訳を確認できるもの）、現況写真および所有者の分かる書類（固定資産評価証明、売買契約書または賃貸借契約書の写し）
- (4) 建築確認済証または建築計画概要書等の写し
- (5) 市町村民税の完納証明書等の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

- 2 店舗改修費補助事業による補助金の交付を受けようとする者は、改修工事の着工前に、前項の交付申請をしなければならない。ただし、町長が必要と認める場合はこの限りではない。

(補助金の交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、日野町空き家空き店舗活用支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更および承認)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、その申請内容に変更または廃止が生じた場合は、日野町空き家空き店舗活用支援事業補助金変更承認申請書（別記様式第3号）に、第7条第1項各号に掲げる書類（町長が必要と認めるものに限る。）を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の変更申請内容を審査した結果、変更が予算の範囲内であって、適当と認めるときは、日野町空き家空き店舗活用支援事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第4号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（状況報告および調査）

第10条 町長は、必要に応じて補助事業の遂行状況に関し、補助事業者、貸主、施工業者等に報告を求め、または調査することができる。

（実績報告）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、日野町空き家空き店舗活用支援事業補助金実績報告書（別記様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

(1) 事業完了報告書

(2) 家賃補助事業の場合にあつては、家賃の支払が完了したことを示す書類

(3) 店舗改修費補助事業の場合にあつては、改修費の請求書（内訳明細のあるもの）、領収書
および完了写真

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の実績報告書を受領した後、その内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、日野町空き家空き店舗活用支援事業補助金確定通知書（別記様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 前条の規定により補助金の交付の確定を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、日野町空き家空き店舗活用支援事業補助金交付請求書（別記様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

（補助金交付決定の取消し）

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助事業を遂行することができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反し、又は従わなかったとき。

（補助金の返還）

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第16条 補助事業者は、補助金に係る帳簿および証拠書類を当該補助事業の完了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この告示は、告示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表（第6条関係）

補助事業	補助対象経費	補助率	補助金限度額
家賃補助事業	当該店舗に係る家賃の月額。ただし、最大12月分とする	家賃の月額の2分の1以内	月額50千円
店舗改修費補助事業	当該店舗に係る改修の経費	補助対象経費の4分の1以内	500千円